

農 業 委 員 会 会 議 録

1. 開催日時 平成27年11月10日（火）午後3時00分～3時40分
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
 3. 出席委員 (16名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏		
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦	—	—

4. 欠席委員 (1名)
 13番、速水 保

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 会議書記の指名
 第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第5条規定について申請の件

議第3号 農地法第18条第6項規定による通知の件

議第4号 その他

- 1) 畑作転換承認申請について
 2) 特定農地貸付け承認申請について
 3) 専決処分報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号規定による転用届出の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通
 事務局長補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、ただ今から11月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告致します。

なお、速水委員さんからは、入院中とのことで、家族の方より診断書が提出されました。それによりますと、長期加療を要するとのことですので、後しばらくはかかるとのことでした。
 (会長あいさつ)

議 長 議事に入ります前に署名委員が必要ですので、その点についてお諮りさせていただきますが、私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとのお声を頂きましたので、本日の署名委員に17番、中島委員さんと2番、奥本委員さんのお二人を指名致します。なお、本日の会議書記には、事務局の仲川局長、龍補佐を指名致します。それでは、ただ今から議事に入ります。議案第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件これについて説明致します。本件は、農地を農地として耕作するための売買による所有権移転に伴う異動でございます。

番号1番、申請地、大字□□□、□□□番地(地目)田(面積)1,550㎡、譲受人、□□市□□町、□□□□、譲渡人、□□市□□町、□□□□□、権利の種類は売買による所有権の移転で、申請理由は規模拡大のためでございます。また、耕作地面積は9,303㎡と、下限面積は満たしています。場所は部会現地調査順序表第2番目、□□池より東へ約300mのところであります。以上、第1号議案につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請書に記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明致します。まず、譲受人が権利取得後において、今回取得する農地を含めた、全部効率利用要件につきましては、現在保有されている農地の管理状況や世帯員の人数、また、取得する農地も含めて、すべての農地を耕作又は、いつでも耕作出来る状態で管理されており、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。次に、譲受人が耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして、取得後も引き続き農作業に従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請書の内容及び本人からの聴取によりましては従来どおり支障がないものと考えます。

以上、番号1番については、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可物件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、第1号議案について、何かご質問、異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしと声がありましたので、採決致します。それでは、第1号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1号議案については、委員会処理に決定致します。それでは続きまして、議案第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字□□□、□□□番(地目)田(面積)994㎡、譲渡人、大字□□、□□□□、同じく申請地、大字□□□、□□□番□(地目)田(面積)774㎡及び大字□□□、□□□番□(地目)田(面積)725㎡、譲渡人、大字□□□、□□□□□、いずれも譲受人は、□□市□□町、□□□□、□□□□で、申請地はいずれも売買による所有権移転で、戸建専用住宅への転用申請でございます。場所は部会現地調査順序表第3番目、□□□□公園より北西へ約100mのところであります。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、第2号議案につきましては1件3筆の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して
頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。大字□□□の□□□□の戸建て1
0戸の転用申請ですが、現況は休耕されており、東側、西側は田、南側は道路、北側は宅地と
道路です。周囲に擁壁を設置し造成、汚水は各戸に浄化槽を設置する。雨水は道路側溝を新設
し、南側水路に排水する計画です。地元の水利組合の同意も頂いており、農地部会では妥当な
申請であろうとの審議結果でした。以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審
議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基
準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 　それでは説明させていただきます。1番の大字□□□の申請地の農地区分は、水管、ガス管第3
種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまか
なう計画で、それぞれの金融機関の預金通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する
資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点に
つきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手とのことでありますの
で确实と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な
面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この第2号議案について何かご
意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。第2号議案について、原案のとおり
り決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、第2号議案は県へ送付することに決定致します。次に入ります。議第3
号、を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明いたします。本件は、農地
の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったもの
でございます。

番号1番、申請地、□□□□□□、□□□□番地(地目)田(面積)1,114㎡、借受人、
□□□□□□、□□□□□□、承継人、□□□□□□、貸出人、□□□□□□、□□□□□□、解約
理由は転用するためでございます。以上、第2号議案につきましては1件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見ご質問などご
ざいませぬか。

(なしの声あり)

議 長 　ご質問などがないようですので、第3号議案は事務局処理と致します。

次に入ります。議第4号、その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、その他の1番、畑作転換申請承認について説明致します。

番号1番、申請地、□□□□□□、□□番□(地目)田(面積)836㎡、□□□□□□、□□
番□(地目)田(面積)327㎡、□□□□□□、□□番□(地目)田(面積)327㎡、□□
□□□□、□□番□(地目)田(面積)327㎡申請人、御所市大字柳原、徳井教寛、田から畑
への変更であります。場所は部会現地調査順序表第1番目、□□□□□□□□より南へ約50
mのところでありませぬ。なお、書類上は具備されております。以上、畑作転換申請承認につい

ては1件の申請であります。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願っておりますので、農地部会長より調査結果の説明を願います。

部会長 　それでは、報告させていただきます。今年の5月に□□番□の一部を畑作転換申請されましたが、申請された続きの農地にも土を入れ畑として使用したいために再度残りの農地の分の申請をされました。申請間違いで、当初から全体に土を入れる計画をしておられたようで、今回再度、全体の申請となりました。全体的に土を入れかけた状態にはなっておりますが、先に申請された部分には野菜も作付けされており、周囲に影響もないものと思われまので、農地部会においては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上報告させていただきます。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問等ありませんか。異議などございませんか。

議 長 　ご質問、ご異議などないので、採決致します。それでは畑作転換申請承認について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、畑作転換申請承認については、事務局処理と致します。続きまして、議案第4号、その他の2番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、その他の2番、特定農地貸付け承認申請について説明致します。本件は、市内の休耕農地を公益財団法人、担い手・農地サポートセンターが担い手シニア育成事業の研修農園として活用するため、申請者と大和高田市の産業振興課とで調整され、今回、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについての承認の申請があったものでございます。

番号1番、所有者、□□□丁目、□□□□、研修農園開設者、樞原市畝傍町、公益財団法人、担い手・農地サポートセンター貸付け農地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）718㎡なお、今回は、使用貸借権の設定により、使用期間は3年間となっております。

以上、1件の承認申請につきましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項、第1号の10アール未満の農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型な条件で行われるものであること。第2号の営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。第3号の5年を超えない農地の貸付けであること。第4号又は第5号のイ)ロ) いずれかに該当する農地に係るもので、農林水産省令で定める事項を内容とする貸付協定を市町村との2者間で締結していることなど、第1号から第5号までの各要件に該当しています。特定農地貸付けの承認につきましては、農業委員会は、この承認の申請が、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて農地が適当な位置にあるなど一定の要件に該当する場合は承認することとなっております。この内容をご承認頂ければ、申請者に対し、その旨の回答をさせていただきますのでよろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問などある方は挙手をお願い致します。

議 長 　ご質問、ご異議などないので、採決致します。それでは特定農地貸付け承認申請について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、特定農地貸付け承認申請については、原案のとおり承認することと致し

ます。次に、議案第4号、その他3番、専決処分の報告について報告第1号を議題と致します。事務局より説明を願います。

事務局 議案第4号、その他の3番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得した場合の届出について、専決処理を行ったものの事後報告でございます。

番号1番、申請地、大字□□、□□番□（地目）田（面積）840㎡、大字□□、□□番□（地目）田（面積）798㎡、大字□□、□□番□（地目）田（面積）865㎡、大字□□、□□番□（地目）田（面積）768㎡、相続人、大字□□□、□□□、平成27年10月16日、相続による所有権取得の届出で、あっせん希望はされておりません。

以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出については1件の届出でございます。

議長 この件について何かご質問などございませんか。

議長 ないようですので、ただ今の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。続いて、議案第4号、その他3番、専決処分の報告について報告第2号を議題と致します。事務局より説明を願います。

事務局 議案第4号、その他3番、専決処分の報告についての報告第2号、農地法第4条第1項第7号規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、平成27年9月28日から10月26日までの報告分でございます。

番号1番、転用届出地、大字□□、□□□番□（地目）田（現況）畑（面積）89㎡、届出人、大字□□、□□□□、倉庫への転用届出であります。確認委員さんと致しまして、平成27年10月9日に稲岡委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号2番、転用届出地、□□□□□□、□□□番□（地目）田（現況）畑（面積）366㎡、届出人、□□□□□□、□□□□□□、自己住宅への転用届出であります。確認委員さんと致しまして、平成27年10月20日に寺田委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、農地法第4条関係2件の専決処分の事後報告でございます。

議長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願いします。

議長 ご質問などがないようですので、報告第2号を終わります。確認委員の稲岡委員さん、寺田委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。議案審議につきましては以上でございます。

議長 皆さん、この機会に他に何かございますか。ないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで11月の定例委員会を終らせて頂きます。

本議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長 松田 榮義
署名委員 中島 惠敏
署名委員 奥本 正嗣

